

須崎市ネーミングライツ・パートナー選定（施設特定型募集）に係る審査基準

須崎市ネーミングライツ・パートナー募集要項（以下「募集要項」という。）において、ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）の優先交渉権者の選定にあたり、以下の基準により審査を行うものとする。

1 優先交渉権者の選定手順

- （１）ネーミングライツ・パートナーを募集する施設を所管する課等（以下「主管課」という。）（事務局）による応募資格等審査

主管課（事務局）は、応募資格等の審査を行う。

- （２）ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査

選定委員会は、上記（１）の結果について確認する。また、提案内容を基に審査項目別審査を行い、優先交渉権者を選定する。

2 審査方法等

- （１）応募資格等審査

応募申請書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に以下のとおり応募資格等の審査を行うこととし、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。

- ① 提案された愛称について、募集要項「２（４）命名に伴う留意事項」の要件を満たしていることの確認を行う。
- ② 募集要項「３ 応募資格」に定める応募資格を満たしていることの確認を行う。
- ③ 審査の結果、①及び②の要件を全て満たしていると判断した場合は、審査項目別審査を行う。

- （２）審査項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に審査項目別審査を行う。

- ① 審査委員

須崎市ネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要綱第４条に規定する者とする。

- ② 審査項目等

審査委員が審査する審査項目、審査内容は、別表１のとおりとする。

- ③ 選定基準

選定基準は、別表２のとおりとする。

- ④ 審査手順

審査委員は募集対象施設の応募者ごとに審査項目の審査を行う。

3 失格条件

- (1) 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 応募申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

別表1：審査項目及び審査内容（募集要項5（2）のとおり）

No.	審査項目	審査内容
1	ネーミングライツ料	・ 応募金額の妥当性
2	愛称	・ 市民にとっての親しみやすさ、呼びやすさ等 ・ 施設の設置目的や性格との整合性
3	経営の安定性	・ 経営の状況、安定性 ・ ネーミングライツ料の支払能力
4	社会貢献	・ 社会貢献や地域活動等の理念 ・ 活動実績
5	地域性	・ 須崎市との関わり（須崎市内に本社、支社、支店、営業所等を置く又は本社、支社、支店、営業所等を置く見込みがある、法人経営者等が須崎市にゆかりを有する等）

別表 2：選定基準

No.	審査項目	審査のポイント
1	ネーミングライツ料	・得点については下記により算出（小数点以下第1位を四捨五入して算出）。 【算出式】$100 \text{ 点} \times \text{応募金額} / \text{最高応募金額} = \text{得点}$ ※全ての応募金額が最低希望金額未満の場合、最高応募金額は最低希望金額を適用する。 ＜参考例ア：応募者が複数で最高応募金額が最低希望金額以上の場合＞ A者：応募金額50万円（応募者中、最高金額）⇒得点100点 B者：応募金額30万円 $100 \text{ 点} \times 30 \text{ 万円} / 50 \text{ 万円} \Rightarrow \text{得点} 60 \text{ 点}$ ＜参考例イ：応募者が1者のみで応募金額が最低希望金額未満の場合＞ 最低希望金額50万円、応募金額40万円 $100 \text{ 点} \times 40 \text{ 万円} / 50 \text{ 万円} \Rightarrow \text{得点} 80 \text{ 点}$ ＜参考例ウ：応募者が複数で応募金額が全て最低希望金額未満の場合＞ 各応募者の得点を参考例イと同様に計算
2	愛称	・市民にとって親しみやすさ、呼びやすいものであるか。 ・施設等の設置目的や性格に整合しているか。
3	経営の安定性	・健全な財務状況であるか。 ・契約期間中のネーミングライツ料等の支払能力を有しているか。
4	社会貢献	・社会貢献や地域活動等の理念が明確であるか。 ・活動実績は十分にあるか。
5	地域性	・応募時点において須崎市との関わりを有する又は関わりを有する見込みのある法人か。（須崎市内に本社、支社、支店、営業所等を置く又は本社、支社、支店、営業所等を置く見込みがある、法人経営者等が須崎市にゆかりを有する等）